

(その1)

# 収支報告書



## 全団体必要様式

5 年分  
月 日開催分)

(ふりがな)わたしまこうじくえんかい

1 政治団体の名称

渡島幸司後援会

2 主たる事務所の所在地

多々市西多々町板屋11826

3 代表者の氏名

渡島幸司

4 会計責任者の氏名

渡島幸司

事務担当者の氏名

福島直幸

(電話) 080-2724-8452

(電話) \_\_\_\_\_

(電話) \_\_\_\_\_

備考1. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在の状況により、いずれかに「✓」を記入すること。

2. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」、「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合にのみ記載すること。

3. 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。

4. 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ「✓」を記入すること。

5. 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「公職の候補者の氏名」、「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。

6. 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。

### 政治団体の区分

- |                                      |   |   |
|--------------------------------------|---|---|
| <input type="checkbox"/> 政 党         | 党 | <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項<br>の規定による政治団体 |
| <input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部   |   | <input checked="" type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 团 体     |
| <input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体 |   | <input type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 团 体 の 支 部          |

### 活動区域の区分

- |                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等 | <input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

### 資金管理団体の指定の有無

- |                                       |
|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 有            |
| <input checked="" type="checkbox"/> 無 |

公職の種類 \_\_\_\_\_

資金管理団体

の届出をした

者 の 氏 名 \_\_\_\_\_

### 国会議員関係政治団体の区分

- |   |
|---|
| <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項<br>第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項<br>第2号に係る国会議員関係政治団体 |
| 公職の候補者<br>の 氏 名 _____   |
| 公職の種類 _____   |

### 資金管理団体の指定の期間

年 月 日から  
年 月 日まで

### 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年 月 日から  
年 月 日まで

全団体必要様式

(その2)

収支の状況

1 収支の総括表

収入総額 A	十億	百万	千	円
(前年からの繰越額)	0	0	0	0
(本年の収入額)	0	0	0	0
支出総額 B	0	0	0	0
翌年への繰越額 A-B	0	0	0	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金額	0	0	0	0
員数	0	0	0	0

(2) 寄附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	0	0
(うち特定寄附)	0	0
(イ) 法人その他の団体からの寄附	1000000	8
(ウ) 政治団体からの寄附	0	0
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	1000000	8
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]	0	0
イ 政党匿名寄附	0	0
合計 (ア+イ)	1000000	8

全団体必要様式

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 全団体必要様式

(その20)

## 宣誓書

### 添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 3 月 20 日

政治団体の名称

渡島幸司後援会

会計責任者の氏名

渡島幸司

代表者の氏名

（解散の場合のみ）

### （備考）

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類（例えば運転免許証や個人番号カードなど）の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置（例えば署名や記名押印）を講ずる場合は、この限りではない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類（例えば運転免許証や個人番号カードなど）の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置（例えば署名や記名押印）を講ずる場合は、この限りではない。